

第 3 2 号議案

足立区興行場法施行条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 2 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区興行場法施行条例の一部を改正する条例

足立区興行場法施行条例（昭和 5 9 年条例第 5 7 条）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「施行に関し」の次に「、興行場法施行規則（昭和 2 3 年厚生省令第 2 9 号）に定めるもののほか」を加える。

第 3 条第 1 項中「業として」を「法第 2 条第 1 項の規定により業として」に改め、同条第 2 項中「あたつては」を「当たつては」に改め、同条第 3 項中「相続」を「法第 2 条の 2 第 1 項の規定により相続」に改める。

第 4 条を第 8 条とし、第 3 条の次に次の 4 条を加える。

（興行場の設置の場所）

第 4 条 法第 2 条第 2 項の規定による興行場の設置場所の基準は、排水不良の場所、ごみその他これに類する物で埋め立てられた土地等入場者の衛生に支障を来す場所又は土地であつてはならないこととする。ただし、盛土、地盤の改良等衛生上必要な措置を講じた場合は、この基準を適用しないことができる。

（構造設備基準）

第 5 条 法第 2 条第 2 項の規定による興行場の構造設備の基準は、次項から第 7 項までに定めるとおりとする。ただし、屋外で興行を行う常設の興行場、一時的に施設を仮設して興行を行う興行場又は興行以外の目的で設置された施設を使用して臨時的に興行を行う興行場であつ

て、区長が公衆衛生上支障がないと認めるものについては、この基準の一部を適用しないことができる。

- 2 興行を見せ、又は聞かせるため入場者が利用する場所（以下「観覧場」という。）には、次の表の左欄に掲げる観覧場の区分に応じ、同表右欄に定める機械換気設備で規則で定めるものを設けなければならない。

観覧場	機械換気設備
床面積の合計が400m ² を超えるもの又は地下にあるもの	第1種換気設備（給気用送風機及び排気用送風機を有するものをいう。以下同じ。）
地上階にあり、床面積の合計が150m ² を超え400m ² 以下のもの	第1種換気設備又は第2種換気設備（給気用送風機及び適当な自然排気口を有するものをいう。以下同じ。）
地上階にあり、床面積の合計が150m ² 以下のもの	第1種換気設備、第2種換気設備又は第3種換気設備（排気用送風機及び適当な自然給気口を有するものをいう。）

- 3 興行場の照明設備は、次の各号の定めるところによらなければならない。

- (1) 観覧場には、200ルクス以上の照度を有する照明設備を設けること。ただし、専ら観劇、観覧等の用に供する観覧場で、衛生上支障がないものについては、この限りでない。
- (2) 観覧場以外の入場者の使用する場所は、20ルクス以上の照度を有する照明設備を設けること。
- (3) 観覧場、廊下、階段及び出入口には前2号の照明設備のほか、他の電源による補助照明設備を設けること。
- (4) 映写又は演技中の観覧場は、常に0.2ルクス以上の照度を有する照明設備を設けること。

4 興行場内の防湿については、次の各号の定めるところによらなければならない。

(1) 入場者が使用する場所の床面の高さが、直下の地面から45センチメートル未満である場合は、その床面をコンクリートその他の不浸透性材料で覆う等防湿上有効な措置を講じること。

(2) 興行場内外の雨水、わき水及び雑排水等を衛生的に排出できる構造設備を設けること。

5 興行場の便所は、次に定めるところによらなければならない。

(1) 各階ごとに、男子用と女子用とに区画して設け、その旨を表示すること。ただし、規則で定める場合にあっては、各階ごとに設けることを要しない。

(2) くみ取便所ではないこと。

(3) 専用の換気設備を設けること。ただし、外気に接する開口部を有する便所にあっては、この限りでない。

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める基準に適合していること。

6 興行場の喫煙所は、次に定めるところにより設けなければならない。

ただし、興行場内での喫煙を禁止し、その旨を入場者の見やすい箇所に表示する場合にあっては、喫煙所を設けることを要しない。

(1) 観覧場と区画された場所とし、喫煙所である旨を表示すること。

(2) 喫煙所以外の場所に煙が侵入しない構造であること。

(3) 専用の換気設備を設けること。

7 飲食物の陳列及び販売の施設は、便所の付近に設置してはならない。

ただし、衛生上必要な措置が講じてある場合は、この限りでない。

(営業者が講ずべき措置)

第6条 法第3条第2項の規定による営業者が講じなければならない衛生上必要な措置は次のとおりとする。

- (1) 営業中は十分な換気を行うこと。
- (2) 観覧場、廊下、階段等の空気は、規則で定める衛生基準に適合していなければならない。
- (3) 休憩中は十分な照明又は採光を行うこと。
- (4) 興行場内外は毎日清掃し、清潔にしておくこと。
- (5) 伝染性の疾病にかかっている者又はそのおそれのある者を業務に従事させないこと。
- (6) 喫煙所以外では、喫煙させないこと。
- (7) 興行場内での喫煙を禁止する場合は、その旨を入場者に周知すること。
- (8) 乱酔者等場内を著しく不潔にするおそれのある者又は伝染性の疾病にかかっている者若しくはそのおそれのある者を入場させないこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める措置を講じること。
(管理者の設置)

第 7 条 興行場の営業者は、当該興行場の衛生上の維持管理を適正に行うため、興行場ごとに法第 4 条第 2 項の規定による制止その他必要な業務を行う管理者を設置しなければならない。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に興行場法第 2 条第 1 項の許可を受けている施設で、興行場の構造設備及び衛生措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例（平成 1 6 年東京都条例第 7 3 号）付則第 2 項に規定する施設であるものについては、この条例による改正後の足立区興行場法施行条例第 5 条第 6 項第 2 号の規定は、適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に、興行場を増築し、若しくは改築し、又は

大規模な修繕をする場合は、この限りでない。

（提案理由）

興行場法の改正に伴い、興行場の設置の場所、構造設備等の基準等を定める必要があるので、この条例案を提出いたします。